

文化財保護法の一部を改正する法律案(閣法第九一号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約の適確な実施を確保する等のため、重要有形民俗文化財の輸出について届出制から許可制に改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、重要有形民俗文化財の輸出について文化庁長官の許可を要するものとする。
- 二、許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者の罰則を定めること。
- 三、この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。